

「はれのひ」の被害にあわれた方への 善意の申出にかかる特設サイトの公開結果について

「はれのひ」の被害により成人の日を祝うことができなかつた新成人への支援のお申し出が、本市へ多数寄せられました。これを受け、温かいお申し出の気持ちを被害にあわれた方へつなぐため、市ホームページに特設サイト（参考資料参照）を3月末まで開設してきました。

このたび特設サイトの公開結果と、善意の申出のご利用実績をとりまとめました。

1 特設サイト『新成人への善意の輪～「はれのひ」の被害にあわれた皆様へ～』概要

(1) 開設期間

平成30年1月19日（金）～3月31日（土）

(2) 掲載内容

- ・特設サイトトップページ（市長メッセージ、被害に関する相談窓口へのリンク他）
- ・被害にあわれた皆様へ（企業・団体等からの申出一覧）
- ・支援をお考えの皆様へ（募集案内・申出フォーム）

2 掲載結果

(1) 善意の申出の掲載件数

件数	申出の内容
44件	晴れ着のレンタル、着付け、ヘアメイク、写真撮影 など

(2) 特設サイトへのアクセス数

サイト	アクセス数
特設サイトトップページ（市長メッセージ）	18,545 アクセス
被害にあわれた皆様へ（申出内容一覧）	10,290 アクセス（3/31で公開終了）
支援をお考えの皆様へ（申出受付フォーム）	7,791 アクセス（2/28で公開終了）

(3) 善意の申出のご利用実績

内容	利用者数
着物レンタル、着付け、ヘアメイク、写真撮影を無料実施	14名
ヘアメイク、着付、貸衣装つき、成人式記念撮影コースを特別価格で提供	5名
着物・小物レンタル及び無償提供	5名
日本料理店でのコース料理無料	4名
フォトグラファーの出張による写真撮影を無料提供	2名
着付・ヘアメイク無料	1名
計	31名

お問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習文化財課長 重松 馨 電話 045-671-3236

「はれのひ」の被害にあわれた方への 善意のお申し出を横浜市ホームページで公開します

「はれのひ」の被害により成人の日を祝うことができなかつた新成人への支援のお申し出が、本市に多数寄せられています。被害にあわれた皆様へ、その思いをしっかりと「つなぐ」ため、市ホームページに特設サイトを開設しました。当サイト内に企業・団体等のお申し出内容を掲載し、被害にあわれた方が、その中からご自分の希望に沿ったものをご自身で選択し、利用していただけるようにします。

1 特設サイト（裏面参照）

(1) 名称

『新成人への善意の輪 ～「はれのひ」の被害にあわれた皆様へ～』

(2) 開設期間

平成30年1月19日～平成30年3月31日

※上記期間を基本とし、利用状況等を踏まえ延長する場合があります。

(3) 掲載内容（裏面イメージ図参照）

- ・市長メッセージ
- ・被害にあわれた皆様へ（企業・団体等からのお申し出一覧）
- ・支援をお考えの皆様へ（募集案内・申し出フォーム）

(4) 当サイトへのアクセス

横浜市トップページからアクセスしてください。

（サイト URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/tsunagu/index.html>）

2 支援の募集

「はれのひ」被害にあわれた方々への支援のため、広く事業者の皆様からの提案を募集します。被害にあわれた方のお気持ちやご負担に配慮した支援の提供や、企画のご提案をお願いします。いただいたご提案は、お申し出一覧とし、当サイトで一括してご紹介します。

(1) 募集対象

企業・団体等

(2) 募集期間

平成30年1月19日～平成30年2月28日

(3) 申込方法

専用の申し出フォーム（簡易申請システム）に、支援内容等を入力してください。

※お申し出にあたっては、別紙「テーマ型共創フロント 募集シート」をお読みいただき、募集テーマやご提案の条件等を事前にご確認ください。

※電話等で既にお申し出いただいている企業・団体様も、当サイトからのお申込みをお願いします。

お問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習文化財課長 重松 馨 電話 045-671-3236

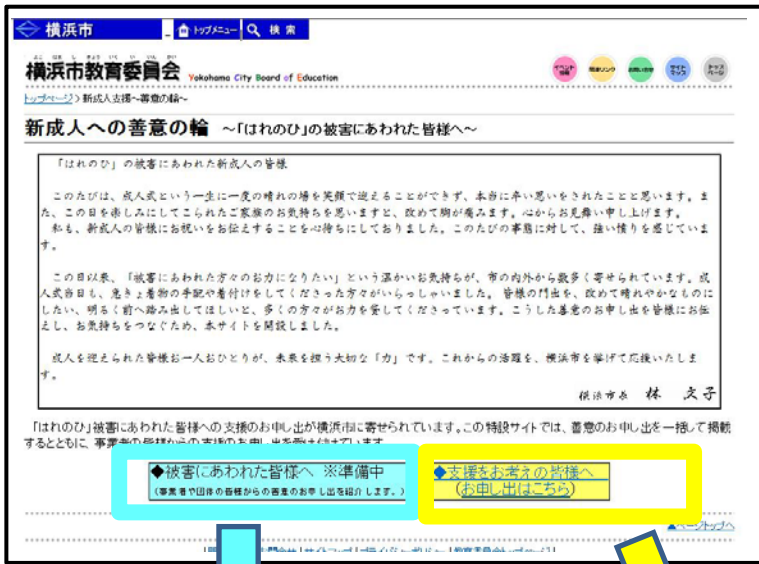
裏面あり

特設サイトへのアクセス・画面イメージ



横浜市トップ

市政トピックスの
[新成人への善意の輪 ～「はれのひ」の被害にあわれた皆様へ～](#) をクリックすると、特設サイトのトップ画面へ移動します。

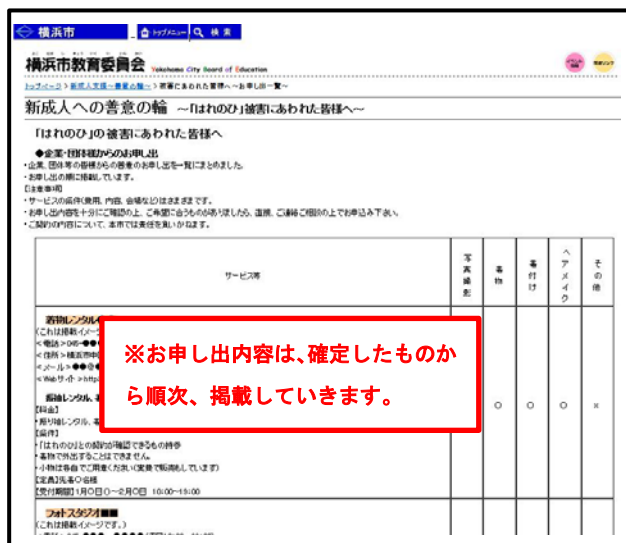


特設サイトトップ

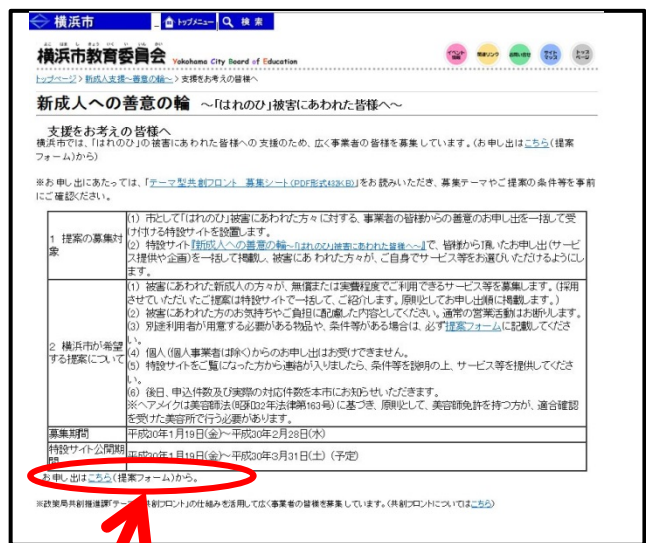
◆[被害にあわれた皆様へ](#) をクリックすると、[企業・団体等からのお申し出一覧のページ](#)に移動します。

◆[支援をお考えの皆様へ](#) をクリックすると、[募集案内・申し出フォームのページ](#)に移動します。

企業・団体等からのお申し出一覧のページ



募集案内・申し出フォームのページ



お申し出は[こちら\(簡易申請システム\)](#)からお申込みください。 をクリックすると、[申し出フォーム入力画面](#)に移動します。